官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔政　令〕
○平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二五七）　二
○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二五八）

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務六九）　一五

〔告　示〕
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通九一二）　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五七号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による特定非常災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を適用することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二五八号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法施行令の一部改正関係

国民健康保険事業の運営に関する協議会について、委員構成、任期等の見直しを行うこととした。（第一条関係）

二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金等について、算定方法等に係る規定を設けることとした。（第二条関係）

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

国民健康保険法第一一六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であった者が、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となった場合に、当該者が他の都道府県の病院等に入院等した場合における技術的読替えを定めることとした。（第三条関係）

四　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

前期高齢者交付金の交付等に係る規定について、保険者を都道府県等とすることとした。（第四条関係）

五　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

国民健康保険法第七二条の規定による交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号に規定する給付金とすることとした。（第五条関係）

六　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。